

東淀川区保健福祉センターにおける幼児の発達障がいを抱える子育て家庭支援の
業務を行う会計年度任用職員の任用方法を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、会計年度任用職員の採用等に関する要綱（令和元年9月6日人事室制定。以下「要綱」という。）に基づき任用される東淀川区保健福祉センターにおける幼児の発達障がいを抱える子育て家庭支援の業務を行う会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用方法及び勤務時間等に関し、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪市規則第25号）第3条第2項、第4条第1項及び要綱第2条第4項の規定に基づく事項並びにその他必要な事項について定める。

(任用及び採用選考)

第2条 会計年度任用職員の任用は、筆記試験及び面接試験の内容を総合的に勘案して行う。

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況並びに前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(業務内容)

第4条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 発達障がいの早期発見・早期支援のための保育所・幼稚園等版こどもサポートネット事業と連携した保育所・幼稚園等子育て支援機関へのアウトリーチによる相談業務
- (2) 発達障がいの早期発見、早期支援のための相談業務
- (3) 発達障がいの疑いのある幼児と養育者への家庭訪問などによる継続的支援業務
- (4) 乳幼児健康診査事業(1歳6か月児、3歳児)との連携
- (5) 発達相談事業(フォロー健診)との連携
- (6) 4・5歳児発達障がい相談事業との連携
- (7) 地域に出向く心理相談、発達障がいの理解を深める啓発業務
- (8) 庁内関係部署との連携(母子保健担当・障がい福祉担当など)
- (9) 保育所・幼稚園等子育て支援施設と連携した早期支援体制づくり
- (10) 療育機関と連携した早期支援体制づくり
- (11) その他必要な業務に関すること

(勤務地)

第5条 会計年度任用職員は、東淀川区役所保健福祉課に勤務するものとする。

(勤務時間等)

第6条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、週4日とする。

- (2) 勤務時間は、原則、午前9時00分から午後5時15分までとする。
- (3) 休憩時間は、45分（通常は午後0時15分から午後1時まで）とする。

（休日及び休日勤務）

第7条 会計年度任用職員の休日は、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）で定める市の休日とする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項規定により難しいときは、休日を別に定めることができる。
- 3 区長は、前2項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。
- 4 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の6日前まで、及び当該休日の翌日から当該休日の6日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定し、勤務時間は、必ず週30時間を超えないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、この要綱の制定の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による選考等の決定その他この要綱の施行のために必要な手続きは、この要綱の施行の日前において、この要綱の規定の例により行う。